

2025 年度採択事業

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく

通常枠［ソーシャルビジネス形成支援事業］

実行団体公募要領

2026 年 5 月

株式会社タカヨシジャパン

目次

1章　公募の趣旨　3
01　趣旨　3
02　休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿　3
03　休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則　4
04　優先的に解決すべき社会の諸課題　4
2章　助成対象となる事業　4
01　助成方針　5
02　助成対象事　5
03　助成金の構成　7
3章　助成対象となる団体　8
01　実行団体とその役割　8
02　事業の評価　8
03　申請資格要件　9
04　申請時の注意事項　10
4章　助成対象となる経費　10
01　助成額の積算について　10
02　助成金の目的外使用の禁止・財産の処分制限　11
1章　申請手続き　13
01　公募期間・スケジュール　13
02　申請方法　13
03　申請に必要な書類　14
04　公募説明会・個別相談会の実施　15
（1）公募説明会（オンライン・予約制）　15
（2）個別相談会（予約制）　15
2章　審査結果の通知等　16
01　審査結果の通知方法　16
02　審査結果の情報公開　16
3章　審査について　16
01　選定基準等　16
02　優先的に選定される団体　19
03　ガバナンス・コンプライアンス体制等の確認等　19
04　その他の審査における着眼点　19
1章　助成事業の流れ　20
01　助成期間中の主な流れ　20
02　内定から資金提供契約まで　20
03　資金提供契約及びその要点　21
04　助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行の確保　23
05　会計監査の実施　23
2章　その他　23
01　個人情報の取扱いについて　23
お問い合わせ先　23
別添１：ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書作成の際の参考資料　24
別添２：コンソーシアムでの申請　25

第Ⅰ編　公募について

1章　公募の趣旨

01　趣旨

我が国においては、人口減少、高齢化及び国際化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、様々な社会課題に直面しています。一方で、様々な社会課題の中には、法制度や予算等の仕組み上、既存の施策では十分な対応が困難であり、国及び地方公共団体では対応が困難な課題が多くあります。

これらの社会課題の解決に資する民間公益活動を促進するための「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）」（以下「法」という。）等に基づき、一般財団法人日本民間公益活動連携機構[1]（以下「JANPIA」という。）は、法に基づく指定活用団体として民間公益活動を行う団体（以下「実行団体」という。）に対して助成を行う資金分配団体を公募し、当団体が採択されました。

02　休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿

休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用目的は以下２点です。

1　国及び地方公共団体が対応することが困難な社会課題の解決を図ること

2　民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境を整備すること

これらの目的を達成することで以下のような効果が期待されます。

- 社会課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築される
- 資金分配団体や実行団体が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保する
- 我が国の社会課題解決能力が飛躍的に向上する
- 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する

本事業の財源である休眠預金等は国民の資産であることから、国民をはじめとするステークホルダーに対する事業の透明性や説明責任を果たすとともに、事業による成果の可視化も求められます。そのため休眠預金事業では、事業評価の実施を重視します。また、民間公益活動の持続可能性を担保するために、民間公益活動を担う組織能力強化を目的とした伴走支援に重点を置いています。

1 一般財団法人 日本民間公益活動連携機構（JANPIA）、JANPIA の 10 項目のミッションと 7 項目のバリュー

03　休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則

休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（平成 30 年 3 月 30 日内閣総理大臣決定）において「休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則」が定められています。この基本原則に基づいて、休眠預金等に係る資金を活用する指定活用団体、資金分配団体、実行団体は業務を遂行することが求められます。基本原則は以下の 9 項目から構成されています。

（1）国民への還元　（2）共助　（3）持続可能性　（4）透明性・説明責任
（5）公正性　（6）多様性　（7）革新性　（8）成果最大化
（9）民間主導

04　優先的に解決すべき社会の諸課題

休眠預金活用事業において優先的に解決すべき社会の諸課題は以下のとおりです。

［優先的に解決すべき社会の諸課題］

(1) 子ども及び若者の支援に係る活動

1　経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援

2　日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援

3　社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援

(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

4　働くことが困難な人への支援

5　孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援

6　女性の経済的自立への支援

(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

7　地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援

8　安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

このうち、本公募により助成する民間公益活動では、

(3) 7　地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援

の解決を目指しています。申請団体は、事業を提案するにあたり上記の優先すべき社会の諸課題から取り組む課題を選択してください。また、上記（1）から（3）の活動のうち、①から⑧以外でも、社会の諸課題の解決において多大な影響や効果が期待され優先して取り組むべき事項と考えられるものについては、その解決策や事業目標に関する提案が可能です。

2 章　助成対象となる事業

01　助成方針

1　助成額

実行団体に対する助成額は、JANPIA から資金分配団体に支払われた助成金額の範囲内で、実行団体が提出する事業計画の内容を踏まえて決定します。

2　助成期間

資金分配団体である当団体（以下、「当団体」という。）は、3 年間実行団体に対して複数年度にわたる助成を行います。ただし、事業の終了時期は、原則として最長で 2029 年 2 月末までとし、別途資金提供契約（資金分配団体と実行団体が締結する契約）に定めることとします。

3　助成金の支払い

助成金の支払いは、資金提供契約に基づき概算払いで行います。複数年度にわたる事業の場合には、申請時に複数年度にわたる事業計画と資金計画等の提出が必要です。

4　自己資金の確保

実行団体の選定に際しては、事業の特性に応じ、休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとして、補助率を設定し、事業に係る経費の 20%以上は自己資金又は民間からの資金の確保を原則とします。ただし、財務状況や緊急性がある場合には、特例的にその理由を明示していただき、自己負担分を減じることを検討しますが、複数年度の事業においては、助成終了後の事業継続を見据えて事業の最終年度には補助率を原則である 80%以下にしていただきます。

5　管理的経費

実行団体は、助成額の一部を管理的経費に充てることを可能とします。当該管理的経費は、役職員の人件費等や管理部門等の管理経費、事務所の家賃等に要する経費で、当該業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費とし、助成額の最大 15%とします。

6　人件費

総事業費の中で人件費を対象とする場合は、その旨と人件費水準等(人件費の幅又は平均値)を特記して Web サイト上で公表することを資金提供契約に定めることとします。

7　リスク管理

期待された社会的成果が達成できない可能性も想定し、適切なリスク管理を行っていただきます。

02　助成対象事

本助成事業の概要は以下の通りとなります。

事業名	都市と地域をつなぐ人材循環による地域活性化モデル

事業種別	ソーシャルビジネス形成支援事業
解決すべき社会の諸課題	**1. 地域中小企業の人材不足・採用難** • 地域の中小製造業は深刻な人手不足に直面している • 若者の大都市圏への流出により、地域企業の人材確保が困難 • 小規模事業者は採用活動や魅力発信のノウハウ・リソースが不足 **2. 若者の地域定着の困難さ** • 地方で働く選択肢や魅力を知る機会が少ない • 地域企業の情報が若者に届いていない • 入社後の孤立や悩みを相談できる環境が不足し、早期離職につながる **3. 地域経済の活力低下** • 人材不足により事業継続・成長が困難な企業が増加 • 技術継承や事業承継が進まず、地域産業の衰退リスク • 若者の流出により地域コミュニティの持続性が低下
期待する活動概要	本事業では、各実行団体が地域に根ざした「地域サポート団体」として機能する中間支援組織となり、都市部の若者と地域の中小製造業をつなぐ人材循環の仕組みを地域に構築することを期待します。具体的には、（1）若者と地域企業の接点創出と魅力発信、（2）体験機会の提供から移住・就職・定着までの個別伴走、（3）地域企業の採用力・育成力強化、（4）行政・大学・商工団体・企業による官民学連携の場の形成、を中核活動として展開いただきます。具体的な手法は各地域の実態・既存資源・実行団体の強みに応じて柔軟に設計いただくことを想定しており、3 年間で「採用→育成→定着→キャリア形成」の一気通貫の支援機能を根づかせ、事業終了後の自走を目指します。
事業期間	2026 年 10 月（予定）～2029 年 2 月 28 日まで
採択予定実行団体数	3～4 団体
総事業費	91,350,000 円
1 団体あたりの助成額	最大 3000 万円/3 年間
対象となる団体	• 法人格を有する団体（NPO 法人、一般社団・財団法人、株式会社等） • 1 年以上の活動実績を有すること

	• 地域に根ざした活動基盤とネットワークを有すること • 企業と人材をつなぐ中間支援機能を有する、または構築できること • 若者支援・人材育成・地域産業振興等の分野における知見・経験があること • 事業終了後の自走を見据えた収益モデルを構築する意思と計画があること • 適切な組織運営・会計管理ができる体制を有すること
対象地域	全国

※日本国外での活動を含む事業について[2]

活動が国内にとどまらず国外に及ぶ場合であっても、優先的に解決すべき社会課題の解決に向けた取組であり、国民一般の利益の一層の増進に資するものに該当する場合、外交政策との整合性、事業実施団体の安全確保、実効的な監督・評価の確保等の見地から、選定審査において事業ごとに可否を判断します。国外を活動範囲に含む場合、実行団体の公募対象は国内に主な活動拠点がある日本の法人のみとし、当該法人（実行団体）が国外の団体（休眠預金制度の助成対象外の団体）と連携して国外活動をする際は、当該法人が直接実施する事業のみを助成することとします。

※通常枠と緊急枠の重複申請の可否

申請団体は通常枠と緊急枠の事業の内容が異なるものであれば、それぞれの公募枠に同じ時期に申請することも可能です。

※出資事業との関係性

実行団体は、資金分配団体から出資と助成を重複して受けることはできません。

03　助成金の構成

当団体からの助成金は、①実行団体の助成に必要な額から自己資金・民間資金を除いた「助成額」（A）、②評価関連経費（C）から構成されます。

［総事業費の概念図］

<table>
<tr><td rowspan="2">C 評価関連経費</td><td colspan="2">A 助成額</td><td rowspan="2">B 自己資金や
民間資金等</td></tr>
<tr><td>直接事業費
A に対して 85%以上</td><td>管理的経費
A に対して 15%以下</td></tr>
<tr><td>A に対して
1.5%以下</td><td colspan="2"></td><td>A+B に対して
20%以上</td></tr>
</table>

総事業費と助成額等との関係について

2 資金分配団体の事業が国外活動を含むものに限ります。

- 総事業費（A＋B＋C）から評価関連経費（C）を除いた事業に係る経費（A＋B）を100％とした時、助成額（A）は 80%以下、自己資金や民間資金（B）は 20%以上となります。
- 補助率＝助成額（A）÷事業に係る経費（A＋B）
  助成額(A)の内訳については直接事業費 85％以上、管理的経費が 15％以下となります。

3 章　助成対象となる団体

01　実行団体とその役割

社会の諸課題は現場から上がってくることが多いことから、実行団体には、事業の実施により社会の諸課題を解決するだけではなく、そうした課題を可視化するとともに、現場のニーズ等を資金分配団体等にフィードバックし、本制度の改善につなげていただくことを期待しています。

実行団体に期待される役割は以下のとおりです。

1 行政の縦割りに「横串」を刺す、あるいは公的制度のいわゆる「狭間」に位置している具体的な社会の諸課題を抽出し、可視化する。

2 成果に着目しつつ休眠預金等に係る資金を効果的・効率的に活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組を推進する。

3 民間の創意・工夫を十分に活かし、複雑化・高度化した社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実践する。

4 自ら行う民間公益活動の成果評価を実施し、民間公益活動の見直しや人材等の資源配分への反映等、民間公益活動のマネジメントの中で評価を有効に活用する。

5 現場のニーズや提案、事業成果等を資金分配団体から JANPIA にフィードバックすることにより、本制度の一層の改善につなげる。

02　事業の評価

国民の資産である休眠預金等に係る資金の活用に当たっては、その成果を広く国民一般にわかりやすい形で公表し説明責任を果たす必要があります。そのために事業実施においては、達成すべき成果を事前に明示したうえで、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を、自己評価を基本に実施することで成果の可視化に取り組むこととしています。 休眠預金制度における社会的インパクト評価の目的は次のとおりです。

- 資金活用の成果の情報発信を積極的に行うことで広く国民の理解を得ること
  （所期の成果をあげていることを伝え説明責任を果たす）
- 評価結果を適切に予算や人材等の資源配分に反映することにより、効果的、効率的に行うこと（評価を活用した計画・進捗管理）。

- 厳正な評価を実施することで、事業の質の向上、独創的で革新的な民間公益活動の発掘、民間の資金や人材の獲得等（事業に対する理解を得て、支援者の輪が広がるなど）を促すこと。

上記の目的を達成するため、事業の実施段階に応じて次のとおり行います。

- 事前評価：事業開始時に実施する評価
- 中間評価：複数年度にわたる事業の進捗状況を把握する評価
- 事後評価：事業が終了する際に成果の達成状況や事業の妥当性の検証を行う評価
- 追跡評価[3]：課題の解決に時間を要する事業の場合に、資金の活用後しばらく経過した後に事業の副次的効果や波及効果等を把握する評価

※評価の詳細は、JANPIA の WEB サイトに掲載している、「休眠預金活用における社会的インパクト評価」をご確認ください。

※資金分配団体や JANPIA は、実行団体において評価の実務経験が少ないなど、必要な場合には、各実行団体の自己評価を伴走支援します。

※評価に関する事務負担が、本来なされるべき民間公益活動の負担にならないように留意します。

03　申請資格要件

実行団体として助成の対象となる団体については、法人格の有無は問いませんが、ガバナンス･コンプライアンス体制を満たしている団体である必要があります。申請事業の運営上の意思決定及び実施を 2 団体以上で共同して行う場合は、共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）での申請を行うことができます。詳細は別添 2 をご確認ください。

ただし、上記に該当する団体であっても、以下のいずれかに該当する場合は助成対象となりません。

- 宗教の教義を広め儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）

3 必要に応じて実施する場合があります

- 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
- 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- 資金分配団体、活動支援団体、実行団体若しくは支援対象団体の選定を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しない団体
- 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体

  （ア）拘禁刑以上の刑（懲役及び禁錮を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者

  （イ）法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- ガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立していない団体
- 独立行政法人および国立大学法人
- 地方公共団体等の行政機関と強い関係性を有する団体[4]

  ※設立経緯、運営財源の性質（行政の予算かどうか）、役員構成、独立した意思決定の可否等の団体の特性を総合的に衡量の上判断します。
- 資金分配団体と選定申請団体との役員の兼職は不可とし、過去に兼職関係があった場合、退任後 6 か月間を経過していない団体

04　申請時の注意事項

- 今回申請する事業と、同時期に他の資金分配団体へ申請している又は申請する予定の事業は別事業であることが必要です。採択結果が分からない段階で、複数の資金分配団体に同一事業の申請をすることはできません。
- 今回申請する事業と、既に休眠預金事業として採択されている事業とは別事業であることが必要です。
- 国外を活動範囲に含む場合は、国内に主な活動拠点を有する日本の法人である必要があります。

4 章　助成対象となる経費

01　助成額の積算について

4 例えば、運営財源が１００％行政予算で充当されている団体（当該団体が新たに民間資金を投入し、新規事業を実施するような場合は、別途判断）や、行政職員が運営実務に従事しその割合が申請団体の構成員の１００％を占める団体（行政職員であっても、職務外の行為として団体の事業に従事する場合にはこの限りではありません）が想定されます。

資金計画書作成の際の助成金の積算については、別途詳細を定める「積算の手引き」を参照してください。なお、以下の点については十分ご留意のうえ積算を行ってください。

- 対象経費

  対象となる経費は、助成事業の実施に必要な経費のみとします。

- 事業年度

  本事業の事業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしてください。

- 会計科目

  資金計画書等は、原則、申請団体において財務諸表作成目的で通常用いている会計科目を使用してください。

- 算出根拠

  各費目は、単価及び数量等の算出根拠を示す必要があります。「謝金」、「賃金」等は、団体の規程に定めがある場合は、当該規定に準拠してください。

- 人件費水準

  人件費水準が社会通念上妥当と認められない場合には、調整する場合があります。

- 不動産の取扱い

  土地の購入は助成の対象外とし、助成の対象は賃貸のみとします。建物は賃貸を原則とします。建物の購入又は新築は、事業目的の達成のために必要不可欠であり、他に代替手段がない場合に限り JANPIA と資金分配団体の事前の承諾を得たうえで特例として認めることとします。建物の購入又は新築価格の経済的合理性を確保する観点から、JANPIA が不動産鑑定士等による評価を行い、当該評価額の 80%を上限に助成します [5]。

- 対象経費の確定

  対象となる経費は、資金分配団体及び実行団体それぞれの間の個別の資金提供契約における資金計画書の確定をもって最終決定されるものとします。

- 税務

  特に実行団体が営利法人である場合には、助成金や自己資金・民間資金の取り扱い等税務面での懸念事項について事前に所轄税務署や顧問税理士等にご相談の上、申請をご検討ください。

02　助成金の目的外使用の禁止・財産の処分制限

1　実行団体が資金分配団体から受けた助成金を資金提供契約において定める用途以外の用途に使用することは禁じられています。

5 建物を購入又は新築する事業を計画する場合は、申請前に資金分配団体にご相談ください。

2　実行団体は、本事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「本財産」という。）を、助成期間中及び事業終了後 5 年間（建物については、法人税法に定める減価償却資産の耐用年数の間）は、善良な管理者の注意を持って管理を行い、事業計画書に定める事業又は事業完了時監査において資金分配団体が承諾した事業の実施以外の目的で、使用、譲渡、交換、貸付け、担保設定その他の処分（以下「処分等」という。）を行う場合は、資金分配団体の事前の書面による承諾を得る必要があります。

3　本財産の処分等により金銭その他の利益を得た場合、資金分配団体はその全部又は一部の返還を求めることができ、実行団体はこれに応じるものとします。

4　本財産は、固定資産台帳その他本財産につき善良な管理者の注意をもって管理を行うために必要な書類を備えて管理してください。

第Ⅱ編　申請について

1章　申請手続き

01　公募期間・スケジュール

公募要領公開（WEB サイト等）	2026 年 5 月 25 日(月)
公募説明会の開催	第 1 回　2026 年 6 月 2 日(火)14:00~ 第 2 回　2026 年 6 月 10 日(水)14:00～ 第 3 回　2026 年 6 月 19 日(金)14:00～ ※オンライン・予約制 ※アーカイブもご用意いたします。
個別相談会	2026 年 6 月 1 日～随時行います
公募締め切り日時	2026 年 7 月 10 日(金)23：59 厳守
第二次審査（プレゼン審査）	2026 年 7 月中旬～下旬
実行団体の審査、内定通知	2026 年 8 月下旬
実行団体決定、契約締結、助成事業開始	2026 年 9 月中旬

02　申請方法

【応募方法】

本公募は、**Google フォームによるオンライン応募**を採用します。所定のフォームにアクセスし、必要事項の入力および必要書類のアップロードをもって応募を完了してください。

【応募手順】

STEP 1：応募フォームへのアクセス

下記 URL より応募フォームにアクセスしてください。

▶ 応募フォーム URL：[https://forms.gle/skMs1dmKrzX4Bj3i6]

STEP 2：基本情報の入力

フォーム上で、団体基本情報・担当者情報・活動予定地域・申請助成額・3 年計画の概要等を入力してください。

STEP 3：必要書類のアップロード

フォーム下部の添付欄に、後述「【提出書類一覧】」の各書類をアップロードしてください。ファイル形式・容量制限は各書類欄に記載のとおりです。

STEP 4：応募内容の確認・送信

入力内容と添付書類を確認のうえ、「送信」ボタンを押してください。送信完了後、ご登録のメールアドレス宛に「応募受付確認メール（自動返信）」をお送りします。受付確認メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダをご確認のうえ、事務局までお問合せください。

【応募にあたっての注意事項】

- 応募締切は**日本時間 2026 年 7 月 10 日 23 時 59 分**です。締切後の応募・書類差替えは原則受け付けません。
- 応募に係る費用（書類作成費・通信費等）は応募団体の負担となります。
- **個人情報の取扱い**：ご提出いただいた情報は、本事業の審査・選定・採択後の事業運営の目的にのみ使用し、JANPIA および評価専門家以外の第三者には提供しません。

【お問合せ先】

本公募に関するお問合せは、メールにて下記までお寄せください。お電話でのお問合せは原則受け付けておりません。

▶ 株式会社タカヨシジャパン　休眠預金等活用事業 事務局
▶ E-mail：info@koubajobs.com
▶ 受付時間：平日 10:00～17:00（土日祝・年末年始を除く）
▶ 回答までに **3 営業日程度**お時間をいただく場合があります。

03　申請に必要な書類

申請は、以下の書類に申請内容を記載いただきます[6]。

分類	申請書類	提出形式	単独申請	コンソーシアム申請		備考
				幹事団体	構成団体[7]	
申請事業ごとに提出する書類	様式 1 助成申請書	PDF	●	●		※登録印の押印が必要
	様式 2 事業計画書	Excel	●	●		
	様式 3 資金計画書等	Excel	●	●		
	その他（計画の別添等）	PDF	任意	任意	任意	
	様式 4 自己資金に関する申請	WORD	●	●		※該当する団体のみ提出
	様式 5 コンソーシアムに関する誓約書	PDF		●		※幹事団体取りまとめのうえ提出
	プレゼンテーション資料	Power Point	●	●		自由様式。申請時必須（一次審査及び二次審査で使用）

6 申請書類の作成等申請に要する費用、および選定後資金提供契約締結までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。

7 詳細は別添 2 コンソーシアムでの申請参照

団体ごとに提出する申請書類	様式 6 団体情報		Excel	●	●	●	
	様式 7 役員名簿		Excel	●	●	●	※役員名簿はパスワード必須 ※パスワードは別途資金分配団体に提出
	様式 8 ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書		Excel	●	●	●	ガバナンス・コンプライアンス体制については、別添 1 参照
	定款		PDF	●	●	●	
	登記事項証明書（全部事項証明書）		PDF	●	●		※発行日から 3 ヶ月以内の写し
	事業報告書		PDF	●	●		※過去 3 年分。設立から 3 年未満の団体は提出可能期間分のみ提出
	決算報告書類	貸借対照表	PDF	●	●		
		損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）	PDF	●	●		
		監事及び会計監査人による監査報告書 [8]	PDF	●	●		

04　公募説明会・個別相談会の実施

本公募にあたり、申請をご検討中の団体向けに、オンラインによる公募説明会および個別相談会を実施します。申請資格、対象事業、申請書類、審査の視点等についてご案内するとともに、応募に向けた疑問点の解消を目的としています。

（1）公募説明会（オンライン・予約制）

・開催日程は「01 公募期間・スケジュール」に記載のとおりです。
・開催方法はオンライン（Zoom 等を予定）とし、参加用 URL はお申込みいただいた方へ別途ご案内します。
・主な内容は、本事業の趣旨、期待する活動像、申請資格、申請書類の作成ポイント、審査の流れ、質疑応答を予定しています。
・各回の内容は原則同一です。ご都合のよい回にご参加ください。
・参加人数に制限を設ける場合がありますので、事前のお申込みをお願いします。
・当日参加が難しい団体向けに、アーカイブ配信を予定しています。視聴方法は別途ご案内します。

（2）個別相談会（予約制）

・個別相談会は、2026 年 6 月 1 日より随時実施します。原則としてオンラインでの実施を予定しています。
・相談時間は 1 団体あたり 30 分～45 分程度を目安とします。

8 監事及び会計監査人による監査を受けている場合

・相談内容は、申請要件の確認、事業設計に関する整理、提出書類の準備に関する質問等を想定しています。ただし、審査の公平性確保の観点から、採否に関する個別の見込みや評価内容そのものにはお答えできません。
・個別相談会への参加を希望される場合は、団体名、担当者名、連絡先、希望日時、相談概要を記載のうえ、事務局までメールにてご連絡ください。
・日程調整の結果、必ずしもご希望の日時に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2章　審査結果の通知等

01　審査結果の通知方法

審査の結果は申請団体に対してメールにて通知します。

02　審査結果の情報公開

1　休眠預金活用事業の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」、「本制度全体の透明性の確保」等が強く求められています。
資金分配団体は、採択の有無に関わらずすべての申請団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）を WEB サイトで広く公開します。

2　資金分配団体は、選定した実行団体の情報（選定した実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、選定された各実行団体に対する助成の総額及び内訳並びにその算定根拠）を資金分配団体の WEB サイトで広く一般に公開します、但し公開にあたっては、当該実行団体の正当な権利又は利益を損なわないように配慮します。

3　JANPIA では JANPIA の WEB サイト上に資金分配団体の WEB サイトへのリンクを設定するなど、各資金分配団体の実行団体の公募の進捗について一般に公開します。また資金分配団体との協議の上、公募に関する情報を、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

なお、上記の各公表は、少なくとも助成期間が終了するまで継続します。
また、上記に関しては情報公開同意書（助成申請書に記載がある）を提出していただきます。
ただし、公表にあたっては、当該実行団体の権利・利益を損なわないように配慮します。

3章　審査について

01　選定基準等

実行団体は、次の選定基準に基づき選定を行います。

ガバナンス・コンプライアンス	包括的支援プログラムに示す事業を公正かつ適確に遂行できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか
事業の妥当性	事業対象となる社会課題について、問題構造の把握が十分に行われているか、また、解決したい社会課題に対して事業計画（課題の設定、目的、事業内容）が妥当であるか
実行可能性	業務実施体制や計画、予算が適切か
継続性	助成終了後の計画（支援期間、出口戦略や工程等）が具体的かつ現実的か
先駆性（革新性）	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか
波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて社会課題の解決につながることが期待できるか
連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか

※その他選定時の留意事項

- 政治活動や宗教活動等との峻別

  申請資格要件に関連して、申請事業については、政治活動や宗教活動等と明確に区分された内容となっていることが必要です。

  〈想定される不適切な事例〉

  （例１）主として団体の政治活動や宗教活動等に要する人件費、整備備品費その他の経費を本事業の経費として助成金を充当（流用）するケース

  （例２）休眠預金等活用事業により購入した物品・機材等を団体の政治活動や宗教活動等で使用するケース、他の団体が行う政治活動や宗教活動等に使用させるケース

  （例３）休眠預金等活用事業により役務提供を受けている受益者を団体の政治活動や宗教活動等に参加させるため執拗な勧誘を行うケース

- 行政施策との関係

  行政・NPO・ボランティアとの連携・協働が進展している事業領域においては、休眠預金等活用事業が行政施策の後退を許容するものではないことを前提としつつ、現行の行政施策が十分に行き届いていない場合や、よりきめ細かな支援が必要とされる場合は、以下の観点に即して個別に判断して事業を選定します。

  ① 申請する事業分野における行政施策の取組状況

② 本制度により申請事業を実施する意義

③ 申請事業終了後に、自治体に対する行政施策化の働きかけ又は行政補助金等を活用した事業継続等を行う見込み

- 他の助成金

  国又は地方公共団体から補助金又は貸付金等の支援（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない、かつ受ける予定のない事業の中から助成対象事業を選定します[9]。なお、他の助成財団から助成等を受けている団体が、同一事業について実行団体として助成等を受けることは可能とします。

- 事業対象

  既存の助成財団等が申請した場合、休眠預金が実質的に他の事業の財源に活用されると想定されるなど、当該財団への単なる財政支援に相当する場合は選定しません。また、営利法人が申請した場合に、当該法人の営業に利するために行う事業であると見受けられる場合は、選定しません。

- 不選定の損害等

審査の結果、実行団体に選定されなかったことによる一切の損害及び本制度に係る法令や政府の運用方針の変更等による損害については、当団体が責任を負うものではありません。

【プレゼン審査について】

第二次審査は、一次審査を通過した団体を対象に、プレゼンテーションおよび質疑応答による審査として実施します。実施時期は「01 公募期間・スケジュール」に記載のとおり、2026年 7 月中旬～下旬を予定しています。詳細な日時・実施方法は、対象団体へ個別にご連絡します。

・実施方法：オンライン開催を基本とします。必要に応じて実施方法を変更する場合があります。
・出席者：原則として申請事業の実施責任者を含む 2 名程度までの参加を想定しています。
・実施時間の目安：1 団体あたり 30 分程度（プレゼンテーション 15 分程度、質疑応答 15 分程度）を予定しています。
・説明内容：社会課題の捉え方、事業の狙い・実施内容、実施体制、資金計画、助成終了後の継続性・自走化の見通し、地域連携の考え方等をご説明いただきます。
・使用資料：申請時に提出いただくプレゼンテーション資料を基本とします。必要に応じて追加資料や更新版の提出をお願いする場合があります。
・主な確認事項：本公募要領に示す選定基準との整合性、事業の実現可能性、事業の波及効果、関係者との連携・対話の状況等を確認します。

9 詳細は「休眠預金による助成金と国等からの補助金の重複受領について」をご参照ください。

・留意事項：プレゼン審査の内容は選定の参考情報として取り扱い、提出書類とあわせて総合的に審査します。なお、応募状況等により、実施方法や進行を変更する場合があります。

02　優先的に選定される団体

実行団体の選定に当たっては、社会的成果の最大化の観点から行います。また、社会の諸課題解決の手法の多様性、団体の多様性にも留意した対応の観点から、特定の地域に偏らないように配慮するとともに、分野について配慮します。また、優先的に解決すべき社会の諸課題の分析及びその解決の取り組みにあたっては、ジェンダー平等、社会的弱者への支援等、社会の多様性に十分配慮する。さらに、分野の垣根を越えた関係主体の連携を伴う民間公益活動や、ICT 等の積極的活用等、民間の創意と工夫が具体的に生かされており、革新性が高いと認められる実行団体を優先的に選定します。

03　ガバナンス・コンプライアンス体制等の確認等

事業を公正かつ適確に実施できるよう JANPIA が規定するガバナンス・コンプライアンス体制を備えていることが必要です。（申請時にガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書を提出していただきます。）なお、採択された実行団体は、助成実績の経験値、専門性を有するメンバーの在籍の有無及び団体の法的なステータスなどを考慮して、助成期間中（一部は契約締結時まで）に各団体に応じたガバナンス・コンプライアンス体制を整備していただきます。

04　その他の審査における着眼点

以下の着眼点に即して審査を実施します。

① 利益相反防止のための措置を講じない限り、資金分配団体と利益相反の関係があるとみられる組織、団体等を実行団体に選定しないこと

※以下、利益相反と考えられる場合とその対応についての例です。

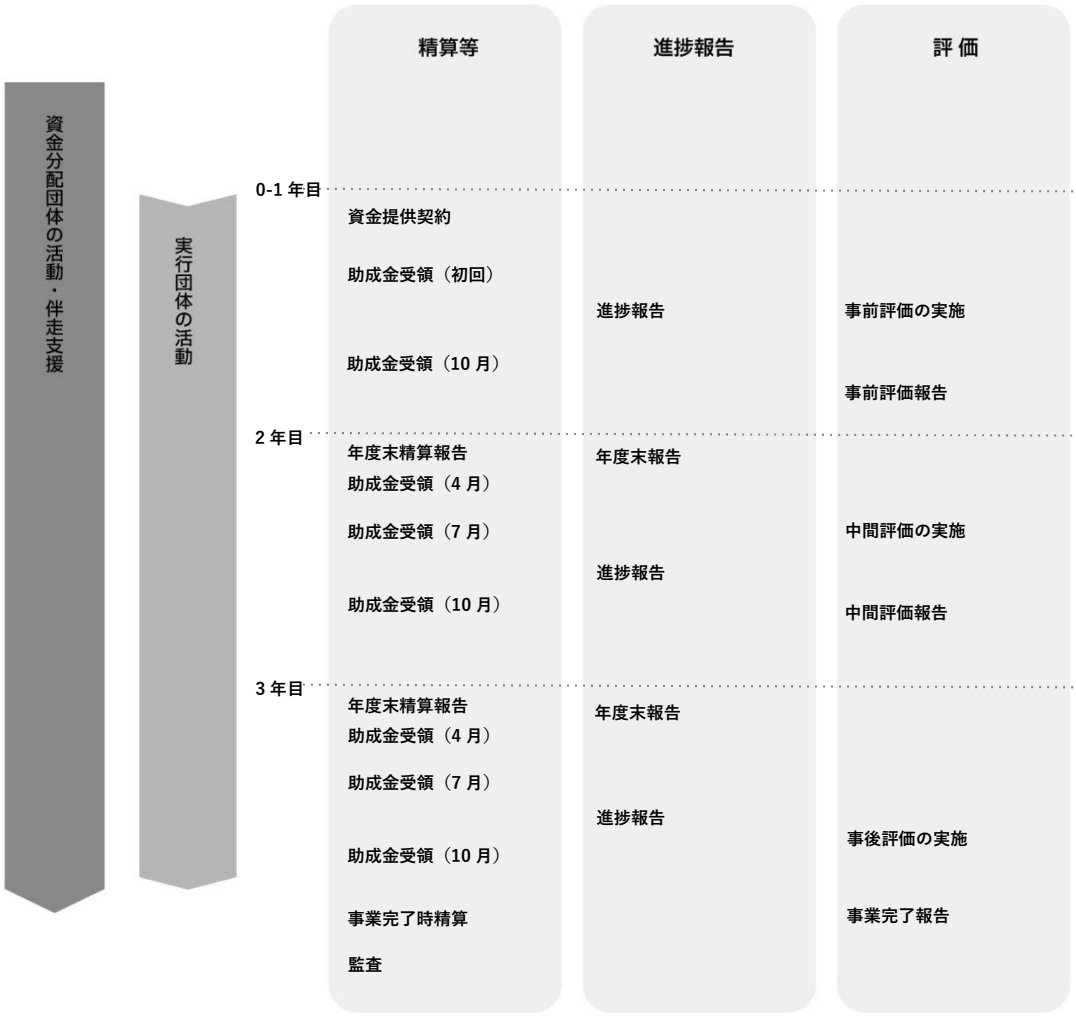
- 資金分配団体の理事等の役員が実行団体の候補団体の役員に就任している場合、又はその逆のケースは、利益相反のリスクがあるため、利益相反防止のための措置を講じても当該団体を実行団体に選定することはできません。
- 実行団体の募集にあたっては、会員（メンバー）団体に限定せず、それ以外の団体にもオープンに、公平・公正に公募を行います。

第Ⅲ編　選定から助成終了まで

1 章　助成事業の流れ

01　助成期間中の主な流れ

実行団体の助成期間中の主な流れは次のとおりです。（例：3 年事業の場合）



02　内定から資金提供契約まで

採択が決定（内定）してから資金提供契約締結による事業開始までの主な流れは次のとおりです。

選定結果通知

資金分配団体より選定結果が通知されます。

▼

PO の決定

	資金分配団体担当 PO が決定し資金提供契約に向け手順等を支援します。
▼	
事業計画書等の確認 指定口座の開設等	PO とともに事業計画書等の確認を行います。同時に総事業費を管理する指定口座の開設[10]、資金提供契約に必要な書類等[11]の準備を行います。
▼	
資金提供契約の締結	資金分配団体と実行団体が資金提供契約を締結します。
▼	
助成金の支払い	契約に基づき実行団体への助成金を概算払いで実行団体の指定口座に振り込みます。初回は原則として 2026 年 9 月までの助成金を支払います。[12]

03　資金提供契約及びその要点

資金提供契約は、助成事業の実施に関して必要な事項を定めた JANPIA 指定の資金提供契約書（ひな型）により行います。原則、この資金提供契約は変更できません。以下、資金提供契約の要点を記載します。詳細については資金提供契約書（ひな型）をご参照ください。

1　進捗管理、各種報告

資金分配団体は実行団体の進捗管理を行います。原則として毎月 1 回以上、対面形式（WEB 会議を含む）による進捗状況について協議を行います。

また、実行団体は、資金提供契約に基づき、休眠預金助成システムを用いて原則として 6 か月ごとに民間公益活動の進捗状況の報告を行います。さらに、各事業年度が終了するごとに翌月までに事業と収支の報告を行います。

2　ガバナンス・コンプライアンス体制の整備

実行団体は、不正行為、利益相反その他組織運営上のリスクを管理するため、ガバナンス・コンプライアンス体制の整備を行います。また、総事業費の不正使用、違法行為等が疑われる場合には、直ちに資金分配団体に通知し不正行為等の是正のために必要な措置を講ずるものとします。

なお、実行団体は不正行為等の事案が明らかになった場合は、 当該事案が発生した原因を究明し、再発の防止のための措置を講ずるとともに、その事案の内容等について資金分配団体に報告し公表することとします。

3　実行団体の選定及び監督

資金分配団体は、実行団体の選定に当たっては、実行団体の多様性に十分配慮するとと

10　総事業費を一元的に管理するため、本事業の総事業費のみを管理するための指定口座を開設します。なお、預金保険制度により万一の時にも預金が全額保護されるべきという観点から、決済用預金口座を開設してください。通帳がない口座については、インターネットを通じ取引明細が随時出力できるものに限ります。休眠預金事業では、総事業費は指定口座でのみ管理します。また、総事業費以外の金銭の管理を行わないようにし、本総事業費は運用しないでください。

11　印鑑証明書、現在事項全部証明書（取得から 3 ヶ月以内のもの）、指定口座の通帳コピー等。

12　詳細は「積算の手引き」をご参照ください。

もに、採択結果が特定の団体等に偏らないよう留意します。なお、資金分配団体と実行団体は資金提供契約を締結し、事業の進捗状況の把握と緊密な連携を行います。

4　事業の評価

休眠預金制度の事業の実施に当たっては、達成すべき成果を事前に明示したうえで、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を実施することで、成果の可視化に取り組むこととしています。

5　シンボルマークの活用

休眠預金等を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマーク[13]を表示してください。具体的な利用方法については、JANPIA が別途定める「シンボルマーク利用手引き」をご参照ください。

6　情報公開

資金分配団体は、実行団体の公募に当たって、公募要領や公募に必要な書式について自団体の WEB サイトで公表します[14]。また、実行団体は、人件費の水準、 ガバナンス・コンプライアンス体制に関する規程類等を自団体の WEB サイトで一般に公表します。なお、JANPIA は、資金分配団体及び実行団体が助成システムへ登録した情報のうち公開情報として登録された情報について、広く一般に公開できるものとします[15]。

7　選定の取消し

資金分配団体は、実行団体が次のいずれかに該当すると判断した場合、選定の取消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を求めることができます。実行団体は、この求めに応じる必要があります。さらに、選定を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない団体は、資金分配団体の選定に申請することができません。

- 助成金の活用による助成事業の適正かつ確実な実施が困難であるとき
- 不正行為等があったとき
- 関連法規等に基づく措置、処分等又は資金提供契約に違反したとき
- 上記に掲げる事由のほか、本契約が解除された場合、その他助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行が困難と認められるとき

8　規程類の整備・公開

実行団体の規程類が資金分配団体と実行団体間で定めた期限内に公開されない場合、資金分配団体は実行団体の規程が公開されない理由を確認のうえ、事業の実施期間中においては実行団体への助成額の全部若しくは一部の支払いを留保できるものとし、事業終了後においては期限までに規程を整備公開しなかった事実を今後の休眠預金等に係る資金の活用に関する事業の公募申請審査において実行団体の評価における減点要素にすることができるものとする。

13　シンボルマークのダウンロード、シンボルマークの規程、手引き等

14　公募終了時に、申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）、さらに採択団体決定時に、選定した実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、助成総額とその算定根拠を当該資金分配団体の WEB サイトで少なくとも助成期間が終了するまで一般に公表します。

15　これらの事業の情報に関して JANPIA は、資金分配団体および実行団体と協議の上、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

JANPIA 及び資金分配団体は実行団体において整備された規程の運用状況について本事業終了後 1 年後を目途に調査できるものとし、実行団体はこれに協力するものとする。

04　助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行の確保

資金分配団体は、資金提供契約に基づき実行団体における助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するため、必要があると認めるときは、実行団体に対し以下の措置を講ずることとします。また、不正行為等があったときには、資金分配団体又は JANPIA の WEB サイトにおいて当該事案を広く公表することとします。

1　実行団体における助成金を活用した事業または当該事業に関する財産の状況に関する報告、資料の提出。

2　JANPIA 及び資金分配団体の職員に実行団体の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、助成金を活用した事業及び財産の状況に関する質問、帳簿書類その他の物件の検査。

3　当該実行団体における事業の公正かつ的確な遂行のための体制整備等の履行を担保するための措置。

4　助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するために必要な措置。

5　資金分配団体が実行団体を監督するための必要な事項の確認。

05　会計監査の実施

本事業を含む毎年度の決算書類について、内部監査又は外部監査を実施してください。可能であれば外部監査を受けることを推奨します。なお、外部監査に係る経費については、管理的経費に含めることができます。

2 章　その他

01　個人情報の取扱いについて

全ての個人情報について、不正アクセス、盗難、持ち出し等による紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正等の適切な安全管理措置を講じます。また、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、適切な委託先を選定するとともに、委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結し、さらに、委託先において個人情報の適正な管理が行われるよう管理・監督します。

お問い合わせ先

［資金分配団体名］株式会社タカヨシジャパン

［連絡先］担当：髙島　渡辺

［Email］info@koubajobs.com

別添１：ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書作成の際の参考資料

自団体におけるガバンス・コンプライアンス体制の現況を確認いただきます。

休眠預金活用事業としての説明責任を果たすために、適切な資金管理とそれを支える体制確保が求められます。この体制整備については、実行団体の規模、体制整備の実状などを踏まえて、事業実施期間中を通じて段階的に取り組み、実効性のある体制確保に努めます（運営ルールの明確化、法人形態毎に求められる体制整備について実効性のある形で実施）。

自団体における、指針・ガイドライン・事務フローなど組織内において、適切な資金管理をはじめ事業実施に必要となる意思決定や進捗管理等に必要となるルール等が明確化され、役職員等に周知されている状態を目指します。

ガバナンス・コンプライアンスに関し整備する事項	実行団体整備義務
①契約締結時までに、休眠預金の資金を適切に扱っていただくために、すべての実行団体に対応いただきたい事項	
社員総会･評議員会の運営に関すること	◎
理事会の構成に関すること　※理事会を設置していない場合は不要	◎
理事会の運営に関すること	◎
経理に関すること	◎
コンプライアンスに関すること ※契約締結時までにコンプライアンス施策を検討・実施する責任者を設置	○
内部通報者保護に関すること ※自団体で整備困難な場合、JANPIA のヘルプライン窓口を活用可能です	○
②事業実施期間中に、段階的にお取組みいただく事項	
利益相反防止に関すること	△
倫理に関すること（ハラスメント禁止に関することを含む）	△
理事の職務権限に関すること	△
監事の監査に関すること	△
組織（事務局）に関すること	△
文書管理に関すること	△
情報公開に関すること	△
リスク管理に関すること	△
役員及び評議員の報酬等に関すること	△
職員の給与等に関すること	△

◎契約締結時までに整備、○一部を契約締結時まで、残りを契約期間中に整備、△契約期間中に整備

※ 考慮される団体の特性

- 助成実績の経験値（有無、年数、助成額の規模感）
- 専門性を有するメンバーの在籍の有無（経理の専任者の有無、団体運営の実務経験を有する職員の在籍の有無他）
- 団体の法的ステータス（法人形態、任意団体等）
- 団体運営をサポートする体制・現状（業務の外部委託等の状況）など

別添２：コンソーシアムでの申請

申請事業の運営の意思決定及び実施を 2 団体以上で共同して行う場合には、コンソーシアムでの申請を行うことができます。

1　コンソーシアムを構成する団体（構成団体）から幹事団体を選び、申請は幹事団体が行います。

2　申請にあたり、構成団体間で合意された各構成団体の役割については、事業計画書「実施体制」に記入してください。

3　申請書類については、幹事団体は前述の「申請に必要な書類」に記載されている書類をご提出ください。また、幹事団体以外の各構成団体の書類については、幹事団体が構成団体ごとに zip ファイルで取りまとめたうえでご提出ください。

4　採択された場合は、資金提供契約締結時に、構成団体間で、次の内容を定めた「コンソーシアム協定書」を締結していただきます。
［定める内容］
構成団体間で合意された各構成団体の役割、意思決定機関としての運営委員会の設置、コンプライアンス責任者の設置、内部通報窓口の設置（JANPIA の内部通報窓口が利用可能です）、連帯責任内容、並びに運営規則等

5　「コンソーシアム協定書」作成の際に、「コンソーシアム協定書作成における留意点」を参考にしてください。

6　当該協定書の写し（コピー）は参考資料として資金分配団体との資金提供契約の締結時に資金分配団体に提出していただきます。

7　各構成団体で、自団体における、指針・ガイドライン・事務フローなど組織内において、適切な資金管理をはじめ事業実施に必要となる意思決定や進捗管理等に必要となるルール等が明確化され、役職員等に周知されている状態を目指します。